民俗文化財伝承・活用等事業費国庫補助要項

平成11年4月1日 文化庁長官裁定 平成17年4月1日 平成20年4月1日 平成23年4月1日 令和2年4月1日 改

1. 趣旨

この要項は、文化財保護法(昭和25年法律第214号)第85条、第87条、第91条の規定等に基づき、民俗文化財の伝承・活用等事業のために要する経費について、国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

2. 補助事業者

補助事業者は、地方公共団体又は所有者若しくは保護団体(保存会等)等とする。ただし、3の(1) オ、キの事業については、指定文化財を所蔵する博物館・資料館及び所在の地方公共団体とする。

3. 補助対象事業

補助対象となる事業は、次に掲げる事業とする。ただし補助対象となる(1)の工及びカの事業は、保護団体(保存会等)が行う事業に対し、地方公共団体がその経費を補助する事業を原則とし、また(2)(3)の事業は、地方公共団体が行う事業を原則とする。

- (1) 重要有形・無形及び登録有形民俗文化財伝承基盤整備事業
 - ア 重要無形民俗文化財の施設の修理・防災事業
 - イ 重要無形民俗文化財の用具の修理・新調事業
 - ウ 重要無形民俗文化財の施設・用具の災害復旧事業
 - エ 重要無形民俗文化財の伝承者養成事業
 - オ 重要有形民俗文化財の使用法等の復元・調査事業
 - カ 重要無形民俗文化財、記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財の現地公開事業
 - キ 登録有形民俗文化財の保存箱等の修理・新調、資料整備事業
- (2)無形民俗文化財伝承事業
 - ア無形民俗文化財の周知事業
 - イ 無形民俗文化財の伝承教室・講習会・発表会開催事業
- (3)無形民俗文化財活用事業
 - ア 文書、写真、採譜資料等による記録作成、刊行事業
 - イ 録音、映像等の製作事業
- 4. 補助対象となる経費は、次に掲げる経費とし、その詳細は別紙のとおりとする。
 - (1) 主たる事業費
 - ア 施設の修理・防災経費
 - イ 用具の修理・新調事業
 - ウ 伝承者養成経費
 - エ 指定文化財の使用法等の復元・調査経費
 - 才 現地公開経費
 - カ 保存箱等の修理・新調、資料整備経費
 - キ 周知経費
 - ク 伝承教室・講習会・発表会開催経費
 - ケ 記録作成、刊行経費
 - コ 録音、映像等の製作経費
 - (2) その他の経費

事務経費

5. 補助金の額

補助金の額は、次に掲げる場合を除き、補助対象経費の2分の1とする。

- (1) 当分の間、3の(3) の補助事業者が、沖縄県内に所在する地方公共団体にあっては、補助対象経費の5分の4とする。
- (2) 当該年度の前々年度の財政力指数(地方交付税法(昭和25年法律第211号)第14条及び第21条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条及び第21条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値)が1.00を超える都道府県又は指定都市にあっ

(別 紙)

名称	紙)	対象経費の区分	項	<u> </u>	目の細分	説明
		修理·防災経費	(1)修理・防災	重要文化財・修		同要項別紙のうち建造
				費国庫補助要項	別紙に準じる	物に係る経費に限る
		修理・新調経費	(2)修理・新調	共 済 費	○○保険	危険作業を伴うなど特に必要な場合に限る
		伝承者養成経費	(3) 伝承者養成	報 償 費	委員等出席謝金 講師等指導謝金	事業計画・実施のための委員会等
		指定文化財の使用法	(4)復元・調査		原稿執筆·資料作成等謝金 原稿·資料等整理謝金	
		等の復元・調査経費			受講者手当	伝承者養成事業に限る
		現地公開経費	(5)現地公開	給 与		人担 數理,次 以 數理 <i></i>
		保存箱等の修理・	(6) 保存箱等の修理・	報 酬		会場整理・資料整理等
民		新調、資料整備経費	新調、資料整備	職員手当等	時間外手当 期末手当	
俗文		周 知 経 費	(7)周 知		通勤手当退職手当	
化		伝承教室・講習会・	(8) 伝承教室・講		〇〇手当	
財	主	発表会開催経費	習会・発表会	旅費	普通旅費特別旅費	
伝	た	文書、写真及び採 譜資料等による記	(9)記録作成	需 用 費	費用弁償修繕料	トラスティス を見る を見る とり を見る とり
承	る事	録作成、刊行経費		/I X		具等で特に必要な場合に限る
活	業	録音、映像等の製作	(10)録音、映像		印刷製本費	文書資料、解説書、ポスター、チラシ、 パンフ、テキスト、マニュアル等
用	費	経費	等製作		会議費消耗品費	
等					会場設営費 食料費	 発表会の出演者弁当代に限る
查事				請負費	請負費	元次五の山頂石川コー間で成る
業				設計料 監理料		
				役 務 費	通信運搬費 現像焼付料	
				備品購入費	手数料	新調事業の場合及び復元・伝承・現地 公開で特に必要な場合に限る
				使用料及び賃借料	会場借料	THE STATE OF THE S
				委 託 費	土地・用具等借料 〇〇借料・損料 〇〇委託費	舞台設営、映像・録音記録等で特に必要な場合に限る
				負担金・補助金・交付金	○○現地公開補助金等	現地公開事業の一部または全部を保護団体への 補助事業等として実施する場合

	事	務	経	費	事	務	費	旅		費	普通旅費	事務連絡旅費
											特別旅費	指導監督旅費
その											費用弁償	
他								需	用	費	消耗品費	
\mathcal{O}											会 議 費	
経費											印刷製本費	修理報告書
								役	務	費	現像焼付費	
											通信運搬費	